官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔内閣官房令〕
○標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令（内閣官房七）　二
〔府　令〕
○金融庁組織規則の一部を改正する内閣府令（内閣府六六）　三
〔省　令〕
○国税不服審判所組織規則及び財務省組織規則の一部を改正する省令（財務五七）　四
○雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働七一）　六
○建築基準法施行規則及び建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令の一部を改正する省令（国土交通八〇）　九
〔規　則〕
○人事院規則二―八（人事院の顧問及び参与）の一部を改正する人事院規則（人事院二―八―三）　三
○人事院規則九―二（俸給表の適用範囲）の一部を改正する人事院規則（同九―二―七六）　四
○人事院規則九―六（俸給の調整額）の一部を改正する人事院規則（同九―六―九四）　四
○人事院規則九―一四七（給与法附則第八項の規定による俸給月額）の一部を改正する人事院規則（同九―一四七―二）　四
○人事院規則一一―一一（管理監督職勤務上限年齢による降任等）の一部を改正する人事院規則（同一一―一一―五）　五
〔訓　令〕
○内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令（内閣府二〇）　六
〔法規的告示〕
○災害対策基本法第二条第五号の規定により内閣総理大臣が指定する指定公共機関の件の一部を改正する件（内閣府一〇六）　七
○電気通信事業法第三十三条第一項及び電気通信事業法施行規則第二十三条の二第一項の規定に基づき電気通信設備を指定する件の一部を改正する件（総務二四四）　七
○重要通信を行う機関を指定する件の一部を改正する件（同二四五）　七
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件（法務一〇四）　八
○出入国管理及び難民認定法施行規則第七条の二第三項第一号の規定に基づき希望者登録に関し出入国在留管理庁長官が定める国、地域及び行政区画を定める件の一部を改正する件（出入国在留管理庁三）　八
○漁業の許可及び取締り等に関する省令別表第四かつお・まぐろ漁業の項第二十二号の農林水産大臣が定めた期間を定める件の一部を改正する件（農林水産一〇四六）　八
〔その他告示〕
○農業協同組合法第十条第十八項の規定に基づき、主務大臣の指定する農業協同組合連合会を定める件の一部を改正する件（金融庁・農林水産一七）　八
○電気通信事業法第三十条第三項第二号の規定により禁止される行為の相手方となる電気通信事業者を指定する件の一部を改正する件（総務二四六）　九
○電気通信事業法第三十一条第一項の規定に基づく特定関係事業者の指定に関する件の一部を改正する件（同二四七）　九
○電気通信事業法第二十七条の三第一項の規定に基づき、同条第二項の規定の適用を受ける電気通信事業者を指定する件の一部を改正する件（同二四八）　九
○特定利用者情報を適正に取り扱うべき電気通信事業者を指定する件の一部を改正する件（同二四九）　九
○地方税法第七百一条の三十四第三項第二十四号に規定する電気通信事業を営む者を指定する件の一部を改正する件（同二五〇）　九
○特定水産資源（大西洋くろまぐろ（西大西洋海域）、大西洋くろまぐろ（東大西洋海域）、にしくろかじき（大西洋条約海域）、にしまかじき及びふうらいかじき（大西洋条約海域）、びんなが（南大西洋海域）、めかじき（北大西洋海域）、めばち（大西洋条約海域）、よしきりざめ（北大西洋海域）、あおざめ（南大西洋海域）並びによしきりざめ（南大西洋海域））に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件（農林水産一〇四七）　九
○道路に関する件
（北陸地方整備局三二）　九
○道路に関する件
（近畿地方整備局七五）　九
○道路に関する件
（北海道開発局六一、六二）　九

（以下次のページへ続く）